

山梨県公報

号外第三十号

平成二十九年

六月二十六日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 政治団体の名称等の届出……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第二号

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山梨県選挙事務取扱規程(平成二十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三号様式その一中「変更された登録日及び総覧期間」を「変更された登録日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一四、〇八六

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八四、〇四八

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、六六七

南巨摩郡

一〇、九九三

中巨摩郡

五、〇七六

- 南都留郡 一一、七八六
- 甲府市 五二、七三八
- 富士吉田市 一三、九九八
- 都留市・西桂町 九、九二六
- 山梨市 一〇、一一七
- 大月市 七、四九四
- 韮崎市 八、四四四
- 南アルプス市 一九、七六〇
- 北杜市 一三、七六五
- 甲斐市 二〇、四九〇
- 笛吹市 一九、五五七
- 上野原市・北都留郡 七、四三一
- 甲州市 九、二九五
- 中央市 八、二三一

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十九年六月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分		名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		異動年月日		届出年月日	
新	旧	山梨県土地改良政治連盟		山田文夫	諏訪田博	有賀善太郎	諏訪田博	北杜市小淵沢町松向二〇	平成二十九年五月二十三日	平成二十九年五月二十四日	北杜市小淵沢町四四三	平成二十九年五月十七日	平成二十九年五月二十九日
新	旧	自由民主党小淵沢支部		仁科雅	鈴木隆一	金丸正幸	浅川清太郎		平成二十九年五月二十九日	平成二十九年五月二十九日		平成二十九年五月二十九日	平成二十九年五月二十九日
新	旧	天野はじめ後援会		山田文夫	諏訪田博	有賀善太郎	諏訪田博	北杜市小淵沢町四四三	平成二十九年五月二十三日	平成二十九年五月二十四日	北杜市小淵沢町四四三	平成二十九年五月十七日	平成二十九年五月二十九日
新	旧	誠邦会		小沢杉男	永関英雄	鈴木隆一	浅川清太郎		平成二十九年五月二十九日	平成二十九年五月二十九日		平成二十九年五月二十九日	平成二十九年五月二十九日

旧	新	旧	新
会 いのまた尚彦を支援する尚友	尚友会	山梨県獣医師政治連盟	山梨県獣医師連盟
平成二十九年 五月二十八日	平成二十九年 五月二十五日	平成二十九年 五月三十日	平成二十九年 五月三十日
平成二十九年 六月五日			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番